

住宅の耐震化に向けた町の取り組み

1. 耐震化に関する情報提供と普及啓発

- (a) 町民相談窓口の設置と対応
- (b) 町による戸別訪問の実施
- (c) 無料耐震相談会の開催
- (d) ホームページを活用した普及啓発
- (e) 防災マップの配布



2. 支援・補助の実施

- (a) 町内の木造住宅・ブロック塀等への補助制度（前ページ参照）
- (b) 耐震改修に対する税の特例措置
 - ① 所得税額の特別控除（令和3年12月31日まで）
 - ② 固定資産税の減額措置（令和4年3月31日まで）
- (c) 国や県の補助制度等を活用した部分改修の取り組みの推進

防災ベッド・耐震シェルターの利用促進

神奈川県では、市町村に対し一部屋耐震化事業として防災ベッド、耐震シェルターに対する補助を行っており、町としても部分改修を推進するため、制度の活用を進めます。



防災ベッド

松田町耐震改修促進計画
令和3年3月

松田町 まちづくり課
〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037 番地
電話：0465-84-1332
FAX：0465-83-5031



無料相談会を行っています



耐震改修に関する相談お待ちしております

令和3年3月
松田町

町の住宅の耐震化目標

松田町耐震改修促進計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。国及び神奈川県目標設定を踏まえて、現状の住宅の耐震化率72%（令和2年度）から住宅の耐震化率95%（令和7年度）を目標とします。

住宅の耐震化目標

令和2年度（実績値）

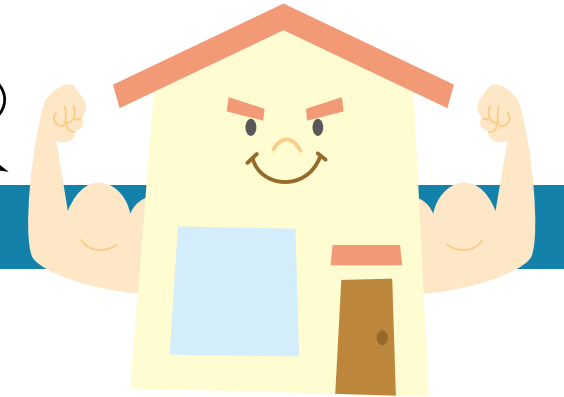
72%



令和7年度（目標値）

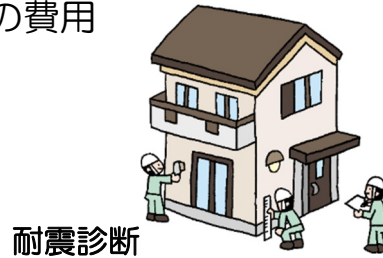



95%

いずれの補助制度も併用可能です



町の木造住宅・ブロック塀等への補助制度

松田町は、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の補助を行い、住宅の所有者等による耐震改修を促進しています。また、ブロック塀に関する補助制度として、危険ブロック塀等撤去費補助制度や生垣設置奨励補助制度を実施しています。

	木造住宅耐震診断費補助制度	木造住宅耐震改修工事費補助制度	危険ブロック塀等撤去費補助制度	生垣設置奨励補助制度
目的	木造住宅の耐震診断を受ける際に必要となる費用の一部を補助する	木造住宅の耐震改修工事を実施する際に必要となる費用の一部を補助する	地震等による災害を未然に防ぎ、災害に強い安全なまちづくりを目指すため、倒壊の危険性が高いブロック塀等の撤去に対し、費用の一部を補助する	地震の際に倒壊の危険性があるブロック塀に代え、より安全な生垣を設置していただくことを奨励する
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 町民自ら所有し居住する木造住宅 ※プレハブ工法や枠組み壁工法ものは除く 昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を受けた一戸建て住宅、2世帯住宅または店舗併用住宅 2階建て以下の住宅 住宅への一般診断または精密診断の費用 	耐震改修  耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であるもの ※町耐震診断補助制度を利用しなくても、条件を満たす住宅で、耐震診断の補助対象と同等の診断の実施と同じ診断結果が得られていることが書面で確認できれば補助の対象とする	<ul style="list-style-type: none"> 町内の住宅または店舗併用住宅に付属するもの 不特定多数の者が通行する公道に面するもの 高さが1m以上あるもの ※法人が設置するものや宅地の開発行為に係るものは除く 	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の高さがほぼ均一（60cm以上）で列状に植えるもの 1m以内に2本以上植え、総延長5m以上のもの 幅4m以上の道路に接している住宅敷地内であること ※法人が設置するものや宅地の開発行為に係るものは除く 
補助額	耐震診断に要した経費の3分の2（限度額7万円）	耐震改修工事に要した経費の2分の1（限度額50万円）	撤去工事費の2分の1（限度額20万円）	生垣設置に要した費用の実費（限度額5万円）
申請・実施	<ul style="list-style-type: none"> 町指定の申請書、診断に要する費用の見積書などを提出 補助金交付決定の通知を受けてから2か月以内に診断を終了し、報告書を提出 		<ul style="list-style-type: none"> 町指定の申請書、ブロック塀取り壊し前の写真、費用の見積書などを提出 補助金交付決定の通知を受け、ブロック塀の取り壊しが完了してから、速やかに報告書を提出 	<ul style="list-style-type: none"> 町指定の申請書、生垣設置前の写真、費用の見積書などを提出 補助金交付決定の通知を受け、生垣の設置が完了してから、7日以内に報告書を提出